

第2期北海道雇用・人材対策基本計画（素案）についての意見募集結果

令和6年3月28日

北海道雇用・人材対策基本計画（素案）について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、2人から、延べ5件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>計画の評価： 個人的には及第点であると感じております。全国どの都道府県から公表されても遜色ない計画書であるためです。ゆえに、道独自の課題の視点、また道の強みを活かした対策という視点が見えず、ゆえに抽象的な目標となっています。</p>	<p>ご意見につきましては、参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>データに関する意見： 物価高が続く中で、若者や女性が東京大阪といった中心地へ行くことは20年以上も変わらない現実に対して、どのようにして北海道内で雇用を創出するのかという点が大きなテーマです。それに対して、ネット社会となり働く場所も時間も自由が尊重されている中、労働力率60%という目標が何の解決になるかわからない。 就業率を上げることよりも、生産性率や賃金の水準を上げることが本質であると思う。 課題の本質から外れるため、高齢者就業率25%以上といううちはぐな目標となっている。 データ駆動社会において統計的推論や2030年、2040年の未来予測からの逆算したものとなっている計画書のように見られない。</p>	<p>ご意見につきましては、参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>人材育成と雇用創出に向けた提案： 退職は加齢による現在以上のパフォーマンスを発揮できなくなるための年齢の閾値を定めたシステムである。にもかかわらず、生産性が落ちたその高齢者の働き口を広くすることは生産性を下げることとなる。 北海道で雇用を創出することを考えるのであれば、まず15-60歳までの労働力をどのようにして確保し、一人当たりの生産性を1.3倍から1.5倍にするといったことに目を向けてはどうか。 北海道で働くことで収入が増えるということがわかると自ずと人が集まることは大衆の原理より自明であり、人口減少も考慮するならば外国人雇用や育成についても深く戦略を練る必要がある。インバウンド需要や外国人雇用といったビジネスモデルを確立し成果を出しやすいのが道の強みであると思うので、ぜひ活かしてほしい。</p>	<p>本計画では、道民が「将来に希望を持って働き、豊かで安心して働ける社会」を目指す姿としており、高齢者の方々が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らすためには、意欲と能力等を十分に発揮し、知識や技能を最大限活用しながら、年齢に関係なく働き続けられることが重要と認識しております。 また、企業が人材を確保するためには、企業自身が持続的に成長・発展し、魅力や活力にあふれるとともに、働きやすい職場環境を整備することできる経営力などを備えることが重要であり、そのために生産性や収益力の向上に向けた取組を進めることとしているところ です。 ご意見につきましては、参考とさせていただきます。また、関係部局とも共有させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

<p>一概に65歳以上と言っても持病や体力低下・家族の問題(介護)等の要因で苦勞されている方もおりますが、至って意気高邁で要請があれば、働きたい、貢献したいと考えている人も一定割合居ると考えます。年齢一律に区切る固定観念はさておき、人生100年時代において100分の65であるとも言えます。</p> <p>具体的には「道」の広報、「道」のHP、「道」のSNS等で、業界・分野・特技・技能・経験・分野別に有償(常勤・時間パート・オンデマンド勤務他)、無償(やりがい・存在意義・地域への貢献他)も含めて北海道の各地域で意欲ある人たちを公募して登録していくシステムへの取組を提案します。</p>	<p>ご意見につきましては、今後、高齢者の労働参加の促進に係る取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p> <p>また、雇用以外の高齢者に係る取組(無償のやりがい・存在意義・地域への貢献等)については、関係部局とも共有させていただきます。</p>	C
<p>従来の「シルバー人材・シルバーバンク」の名称は過去のイメージが色濃く残り、例えば(仮称)「アクティブ・シニアセンター」への変更等で、「新たな積極的な労働力としての価値」という意味を持つことで、対象世代の理解を得やすくなるのではないかと考えます。</p>	<p>シルバー人材センターについては、「高齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づいて事業を行う公益法人であり、本計画により名称等を変更できるものではないものと認識しています。</p>	E

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

<p>問い合わせ先 経済部労働政策局雇用労政課(労働企画係) 電話011-204-5353 内線 26-761</p>
--